

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ザンビア	ルアワラ州地下水開発計画のための贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との交換公文	ルアワラ州地下水開発計画を実施するために必要な 1. 詳細設計に必要な役務の供与 2. 井戸及び関連施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	70,000 千円 H21. 1.28まで	H20. 2. 5 ルサカで (同日)	日本側 三田村秀人在ザン ビア大使 ザンビア側 シガンデウ・ P・マガンデ財務・国家 計画大臣	H20. 2.26 126号
ザンビア	貧困農民支援に関する日本国政府とザンビア共和国政府との交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に 寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の 供与	320,000 千円 H20. 3.31まで	H20. 3.14 ルサカで (同日)	日本側 鈴木光太郎在ザン ビア臨時代理大使 ザンビア側 シガンデウ・ P・マガンデ財務・国家 計画大臣	H20. 3.31 212号
ザンビア	ルアワラ州地下水開発計画のための贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との交換公文	ルアワラ州地下水開発計画を実施するために必要な 1. 井戸及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の 供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役 務の供与	641,000 千円 (H20年度 157,000 千円) H21. 3.31まで (H21年度 405,000 千円) H22. 3.31まで (H22年度 79,000 千円) H23. 3.31まで	H20. 7. 4 ルサカで (同日)	日本側 三田村秀人在ザン ビア大使 ザンビア側 シガンデウ・ P・マガンデ財務・国家 計画大臣	H20. 7.17 412号
ザンビア	リビンゴラストン市道路整備計画のための贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との交換公文	リビンゴラストン市道路整備計画を実施するために必 要な 1. 道路及び関連施設の整備に必要な生産物及び役務の 供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与	986,000 千円 H21. 3.31まで	H20. 7. 4 ルサカで (同日)	日本側 三田村秀人在ザン ビア大使 ザンビア側 シガンデウ・ P・マガンデ財務・国家 計画大臣	H20. 7.17 416号
ザンビア	貧困農民支援に関する日本国政府とザンビア共和国政府との交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に 寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の 供与	380,000 千円 H21. 3.31まで	H20. 9.10 ルサカで (同日)	日本側 三田村秀人在ザン ビア大使 ザンビア側 シガンデウ・ P・マガンデ財務・国家 計画大臣	H20. 9.25 531号
ザンビア	ザンビア柔道連盟柔道器材整備計画のための贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との交換公文	ザンビア柔道連盟柔道器材整備計画を実施するため に必要な 1. 器材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1の器材の輸送に必要な役務の供与	36,000 千円 H21. 3.31まで	H20.10.27 ルサカで (同日)	日本側 三田村秀人在ザン ビア大使 ザンビア側 シガンデウ・ P・マガンデ財務・国家 計画大臣	H20.11.13 605号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。